

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目：特定領域研究  
 研究期間：2004～2009  
 課題番号：16090102  
 研究課題名（和文）  
 グローバルな物品およびサービスに関するB2B取引の法的規律に関する総合的研究  
 研究課題名（英文） Studies for the Law concerning International “B to B” Transactions of Goods and Services  
 研究代表者  
 佐野 寛 (SANO HIROSHI)  
 岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授  
 研究者番号：40135281

研究成果の概要（和文）：本研究は、物品およびサービスに関するグローバルな企業間取引を中心に、その法的規律（以下では、グローバルB2B取引法と呼ぶ）につき、日本における立法、判例、学説を体系化して英語によって世界に向けて情報発信するとともに、日本法の抱える問題点を析出し、具体的な提言を行うことを目的としている。その成果として、総計 175 件の重要判例を英訳してデータベース化するとともに、日本の契約法および海商法の体系的な解説を英文で作成し、HPで公表した。また、日本のグローバルB2B取引法が抱える諸問題につき、日本、韓国でワークショップを開催したほか、ヨーロッパおよびアジア諸国で開催されたシンポジウムに積極的に参加し、情報発信を行った。

研究成果の概要（英文）：Our Study aims to offer comprehensive information in English on the present legal situation in Japan concerning goods and service transactions in business to business settings, so that those who are interested in Japanese law could obtain the general idea and basic information on this subject. We provided the information of legislations/regulations and 175 court cases of Japan in this field by way of posting on our website, seminars and publications, etc.

Our Study also aims at doing some comparative researches in this field to review the current rules of national laws of Japan and other States as well as of international instruments. We provided overviews of Japanese Contract Law and Maritime Law on our website.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	5,900,000	0	5,900,000
2005年度	5,900,000	0	5,900,000
2006年度	4,100,000	0	4,100,000
2007年度	3,400,000	0	3,400,000
2008年度	4,200,000	0	4,200,000
2009年度	4,100,000	0	4,100,000
総計	27,600,000	0	27,600,000

研究分野： 国際私法、国際取引法

科研費の分科・細目： 法学・国際法学

キーワード： 国際売買契約、国際運送取引、国際保険取引、国際サービス取引、国際取引法

## 1. 研究開始当初の背景

(1)わが国における物品およびサービスに関する取引は年々グローバルなものとなっているが、それを規律する法規制は、本研究が開始された当初は必ずしもそのようなグローバルな取引を十分に考慮したものとはなっていなかった。

(2)また、日本法に関する情報は対外的には十分な形で発信されておらず、個々の研究者による断片的な紹介に留まっていた。こうした日本法に関する情報不足は、取引上のリスクの一つとされ、日本企業が海外で活動する上でも、また外国企業による投資を呼び込む上でも重大な障害となるものであった。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記のような状況を改善するため、次の3つを研究の目的とした。すなわち、企業間で行われる物品およびサービスに関するグローバル取引（グローバルB2B取引）を中心に、その法的規律につき、

(1)日本における立法、判例、学説を体系化して英語によって世界に向けて情報発信する。

(2)国際条約、国際統一規則などの国際的ルールについて検討を加え、ルールの策定が不十分な点を析出して、それらの点に関する対応策を具体的な提案にまとめて英語で発信する。

(3)具体的には、企業間における国際物品売買、国際運送、国際保険取引および製造物責任を対象とするが、これらの分野に関する研究は、民法、商法、国際私法のそれぞ

れの研究者によってこれまでもある程度は行われてきたものの、それらの研究者が各専門領域を超えて共同研究を行うことはあまりされてこなかった。そこで、本研究では、専門領域を異にする研究者の共同研究によって、わが国のグローバルB2B取引法の全体像を明らかにする。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究代表者・研究分担者の任務

本研究では、研究代表者および研究分担者について、次のような役割分担を定め、研究を組織した。ただし、担当者はその分野の研究遂行にあたって、とくに積極的に活動する者である。

①国際的な物品売買契約を中心とする分野：青木、曾野

②国際製造物責任の規律：佐野

③国際的な運送・保険取引を中心とする分野：小塚、高橋

④総括（全体の研究のとりまとめ、B2C班および総括班との連絡調整、本領域研究の他班との連絡調整等）：佐野

また、本研究の実施に当たっては、その研究対象が本特定領域のB2C取引（消費者取引）法班（研究代表者：早川眞一郎・東京大学教授）とも密接に関係することから、合同の研究会、ワークショップ、国際シンポジウムの開催、ホームページの維持管理など、緊密な連携を図ることにした。

### (2) 研究方法

上記(1)の①～③の各々について、研究期間全体を通じて、次のようなプロセスで研

究を遂行した。

- ①日本の判例・文献によって、日本のグローバルB2B取引法の現状を明らかにする。
- ②外国文献によって諸国のグローバルB2B取引法の現状を把握し日本法と比較する。
- ③日本のグローバルB2B取引法に関する情報発信の状況を内外の文献によって把握する。
- ④以上の調査、分析を基礎として、日本のグローバルB2B取引法を体系的に整理し、HPを通じて英語で情報発信を行う。
- ⑤内外でシンポジウムまたはワークショップを開催し、日本のグローバルB2B取引法の現状を紹介するとともに、その問題点を明らかにする。

#### 4. 研究成果

(1)本研究の最大の成果は、物品およびサービスに関するB2B取引に関する法的規律に関して、日本における立法・判例・学説等を体系的に整理して世界に向けて英語で情報発信を行ったことである。こうした試みは、わが国では初めてのことであり、海外の研究者、研究機関からも、「日本法の透明化」を進める重要な一歩として高い評価を得ている。本研究では、具体的に次のような形で情報発信を行った。

##### ①ホームページによる発信

世界に向けた情報発信の方法としてホームページを用いることとし、以下の情報を発信した。

・重要判例の選定および英訳

物品・サービス取引に関する重要な判例175件を選定して、データベース化し、事案の概要および判旨を英語に翻訳して公開した。

・関連法に関する概説(Overview)の作成

日本の契約法、海商法、保険法に関する英

文の概説を作成して、公開した。これらの概説においては、上記英訳判例のうち関連するものが参照できるようにしている。

②各種会合における報告・討論等による発信  
次の各種シンポジウム、ワークショップ等において、本研究のメンバーのみならず、外部の有識者も交えて、報告・討論を行うことを通じて、日本の取引法に関する情報を発信した。

平成19年1月・取引法班主催ワークショップ(京都)：「取引法を外に向けて表現する」

平成19年7月・UNCITRAL40周年記念大会(オーストリア、ウィーン)「グローバルな取引のための現代法」

平成20年11月・特定領域総括班主催シンポジウム(東京)：「取引法分野における日本法の特色と問題点」

平成20年12月・取引法班＝金融法班共催ワークショップ(大阪)「法制度の透明化による外資導入の促進」

平成21年9月・取引法班＝マックス・プランク国際私法・外国私法研究所共催ワークショップ(ドイツ、ハンブルク)「日本の新保険法について——ドイツ保険契約法・ヨーロッパ保険契約法原則との比較」

平成21年9月・取引法班＝リヨン大学アジア・オリエント研究所共催レクチャー(フランス、リヨン)「日本の債権法改正について」

平成21年10月・国際法協会米国支部主催シンポジウムパネル(米国、ニューヨーク)「アジアにおける最近の国際私法の動向」

平成21年12月・取引法班＝韓国比較私法学会共催「日韓『法の透明化』ワークショップ—日本からの発信—」西江大学(韓国・ソウル)等

##### ③出版物による発信

グローバルB2B取引法に関する研究成

果を後述する研究論文等で公表した。

(2)本研究から得られたもう一つの成果は、日本法を海外に紹介する作業を通じて、「日本法を透明化」する上での立法から法適用までの全過程にわたる課題が明らかとなったことである。例えば、立法の際の法制審議会での議論が、内閣法制局による具体的な条文化作業の過程で、十分にくみ取られなかったり、意味が変容したりすることが指摘され、また、「日本法の透明化」という視点からは、判例の紹介についてもその社会的背景抜きには誤解を生むおそれがあるなどの点が問題提起された。これらの課題については、今後さらに個別的な検討が必要となろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 30 件)

- ①佐野寛「EU国際私法における製造物責任の準拠法」岡山大学法学会編『岡山大学創立60周年記念論文集』、査読無、2010、203-224
- ②Sôichirô Kozuka, *Judicial Activism of the Japanese Supreme Court in Consumer Law: Juridification of Society through Case Law?*, *Zeitschrift für japanisches Recht*, Vol.27, 2009, 80-90. 査読有
- ③Sôichirô Kozuka, *The New Japanese Insurance Act: Comparisons with Europe and Korea*, *Zeitschrift für japanisches Recht*, Vol.28, 2009, 73-88. 査読有
- ④曾野裕夫「ウィーン売買条約(CISG)の意義と特徴」*ジュリスト*1375号、査読無、2009、4-11
- ⑤曾野裕夫「ウィーン売買条約(CISG)の締結とその文脈」*法の支配*153号、査読無、2009、20-33
- ⑥曾野裕夫「条約締結の経緯とその概要—日本法との比較を交えて—」*Business Law*

*Journal* 2009年5月号、査読無、2009、15-18

- ⑦Hiroo Sono, *Japan's Accession to the CISG: The Asia Factor*, *International Law Review of Wuhan University* (武大国際法評論), Vol.10, 2009, 156-164, 査読有
- ⑧小塚荘一郎「海難事故時の船員の公正な処遇に関するIMO/ILOガイドライン」上智大学法学会編『上智大学法学部創設50周年記念・変容する社会の法と理論』、査読無、2008、58-82
- ⑨高橋美加「表明保証条項違反に関する雑感」*立教法学*76号、査読無、2009、122-163
- ⑩佐野寛「法適用通則法における契約準拠法の決定」*民商法雑誌*136巻1号、査読有、2007、1-23
- ⑪青木清「日本の国際私法改正—韓国国際私法の改正と比較しつつ—」*西江法学*9巻2号、査読無、2007、1-25
- ⑫小塚荘一郎「海難残骸物の除去に関する条約案とわが国の法制」*上智法学論集*50巻4号、査読無、2007、1-43
- ⑬高橋美加「ゴルフクラブ内ロッカーからの盗難と場屋主人の責任」*ジュリスト*1331号、査読無、2007、168-171
- ⑭佐野寛「船荷証券に対する除権決定の国際裁判管轄」*ジュリスト*1313号、査読無、2006、312-314
- ⑮青木清「平成18年国際私法改正：契約および方式に関する準拠法」*国際私法年報*8号、査読有、2007、2-19
- ⑯小塚荘一郎「海難事故時の船員の公正な処遇に関するパネルディスカッション」*海法会誌復刊*50号、査読有、2006、20-33
- ⑰高橋美加「経営委任契約における会社法22条1項の類推適用について」*黒沼悦郎・藤田友敬編『企業法の理論』(上)*、査読無、2007、165-197
- ⑱曾野裕夫「契約解除の要件・効果」*鎌田薫*

ほか編『民事法Ⅲ債権各論』、査読無、2005、  
76-89

⑱ Sôichirô Kozuka, Maritime Procedures  
under the Japanese Law, 海法会誌復刊49号、  
査読有、2005、1-16

⑳ 佐野寛 「契約外債務の準拠法に関する欧州  
議会および理事会規則（ローマⅡ）案につい  
て」岡山大学法学会雑誌54巻2号、査読無、2004、  
45-86

〔学会発表〕（計4件）

① 佐野寛 「EU国際私法はどこへ向かうの  
か？—ローマⅡ規則を手がかりとして」国際  
私法学会、2009年10月12日、関西大学（大阪）

② Hiroo Sono, The Applicability and  
Non-applicability of the CISG to Software  
Contracts, International Congress:  
Contract Law and International  
Commercial Arbitration, 6 November, 2009,  
La Rioja, Spain

③ Sôichirô Kozuka, Panel discussion  
"Franchising in the Pacific Rim", Inter-  
national Bar Association Conference, 18  
Oct 2007, Singapore

④ 青木清、日本の国際私法改正—韓国国際私  
法の改正と比較しつつ—、西江大学校・南山  
大学共同セミナー、2007年11月20日、ソウル

〔図書〕（計1件）

① 山田鐸一＝佐野寛、国際取引法〔第3版〕、  
有斐閣、2006、337  
国内外の別：国内

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.tohoku.ac.jp/kokusaiB2C/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐野 寛 (SANO HIROSHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教  
授

研究者番号：40135281

(2) 研究分担者

青木 清 (AOKI KIYOSHI)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：80159277

小塚 莊一郎 (KOZUKA SOICHIRO)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：80159277

曾野 裕夫 (SONO HIROO)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60272936

(H16—H18、H21)

高橋 美加 (TAKAHASHI MIKA)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：70292810

(H16—H20)